

宮代町内の建築物等における木造化・木質化等に関する方針

平成29年3月31日 町長決裁
令和8年2月18日 改正

(目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、埼玉県が定めた埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針（平成15年11月15日 知事決裁、令和4年4月1日 改正）に即して、木材利用推進方針を定めるものであり、宮代町内の建築物の木造化・木質化などを推進することにより、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、県産木材の利用促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (2) 「町有施設」とは、町が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (3) 「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (4) 「町施工土木工事」とは、町が事業主体となり施工する道路、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (5) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部に木材を利用することをいう。
- (6) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- (7) 「県産木材」とは、原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材又は森林認証制度に基づく認証により、県内の森林から産出されたことが確認できる木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 町は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、町の整備する町有施設及び町施工土木工事における県産木材の利用に努める。

2 町は、宮代町内において非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物を整備する事業者に対して、積極的な県産木材の利用の理解を求める。

(町有施設における木材の利用の目標)

第4 町有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、原則として木造化する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設
- (2) 施設の用途や保安、維持管理等の特殊性により、木造化することが困難な施設

- (3) 前2号に掲げるもののほか、木造化することに困難な理由がある施設
- 2 町有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造にかかわらず、別表に掲げる部分について、可能な限り木造化及び木質化する。
 - 3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として県産木材を使用する。

(町有施設の備品及び消耗品)

第5 町有施設において使用される机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品については、県産木材を使用した製品の積極的な使用に努める。

(町施工土木工事等の木材利用)

第6 町施工土木工事及び町有施設の外構工事においては、強度、耐久性、維持管理等を考慮した上で、間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品を積極的に使用する。

(PR及び普及)

第7 町有施設の管理者等は、多くの町民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、関係施設のPR及び普及に努める。

- 2 木材利用促進の日(毎年10月8日)及び木材利用促進月間(毎年10月)において重点的に、木材利用関係者が連携し、積極的に普及啓発に取り組む。

(コスト縮減への留意)

第8 この方針の運用にあたっては、町有施設整備等のコストの縮減に十分留意するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮し、それらを総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

(建築物木材利用促進協定制度の活用)

第9 町は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針及び本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

- 2 町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表する等、積極的な周知に努める。

(その他)

第10 この方針に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。

(適用)

第11 この方針は、平成29年4月1日から適用する。

- 2 この方針は、令和8年2月18日から改正する。

別表（木造化・木質化する町有施設）

	用途	内装の木質化を図る部分	外壁等の木質化を図る部分
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・福祉施設 ・医療施設 ・スポーツ・文化施設 ・庁舎等 	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関ホール ・ロビー ・共用廊下 ・主要な居室 	<ul style="list-style-type: none"> ・軒（庇）、ピロティ等の雨よけがある外壁 ・軒裏及びピロティの天井
工作物	公共建築物に附属する案内板、掲示板、水槽、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等		